



法人 ながおか

夕立の雫に濡れた蝉は涼しげですね。
例年よりも早い梅雨明けとともに厳しい暑さの夏本番！
まだまだ新型コロナウイルスへの対策には気を使わなくてはなりません。暑さ対策を取りながら乗り切っていきましょう。

写真提供：長岡市美術協会写真部門
題 字：山本享靖氏
(第66代長岡税務署長)

2021 夏号
vol.144

 公益社団法人 長岡法人会

令和3年度通常総会のご報告

令和3年6月10日（木）長岡グランドホテルにおいて、第9回通常総会を開催いたしました。

長岡税務署、関東信越税理士会長岡支部、大同生命保険株式会社、AIG損害保険株式会社、アフラック生命保険株式会社の皆様を来賓にお迎えし、会員約70名にご参加いただいたなか、予定された議事等も滞りなく進み、審議事項も無事承認いただきました。

本総会で63名の理事、3名の監事が選任され、会長には七里俊雄理事が就任されました。



祝 辞

長岡税務署
須藤署長



本日ここに、公益社団法人長岡法人会の通常総会が盛大に開催され、令和2年度の事業報告をはじめとする全ての議事が滞りなく可決・承認されましたことに心からお慶びを申し上げますとともに、一言お祝いの言葉を申し上げます。

七里会長をはじめ、長岡法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じまして、税務行政全般にわたり、ご理解と格別のご支援・ご協力を賜っており、本席をお借りして厚くお礼申し上げます。

また、この度の役員改選により、退任されました役員の皆様におかれましては、多年にわたり法人会の発展に貢献され、心より敬意と感謝を申し上げる次第であります。

そして、新たに役員に選任された皆様におかれましては、今後、法人会活動の更なる充実に一層ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

また、本日表彰を受けられました皆様の法人会活動へのご尽力とご功績に対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から、お祝い申し上げます。

長岡法人会におかれましては、「健全な納税者の団体」として、また、税務行政の良き理解者として、各種研修会の開催や（国税電子申告・納税システム）e-Taxの利用促進、「自己点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンス向上の取組などを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営並びに社会の健全な発展に貢献されておられます。

また、租税教育につきましては、小学校の高学年から税について関心を高め、その後、中学、高校、大学と成長していく中で、社会や国を支える税の意義や役割を理

解することは極めて重要なことであり、法人会から租税教室に多くの講師を派遣されているほか、女性部を中心に「税に関する絵はがきコンクール」に精力的に取り組まれていることは、税務行政に携わる私どもといたしましては、大変心強く感じております。

これもひとえに、七里会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方の熱意とご尽力の賜物であり、心から敬意を表する次第でございます。

昨年度から続く新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、税務署では、感染拡大防止措置の影響により厳しい状況に置かれている方々に向け、確定申告期限の延長や納税の猶予制度について、ホームページやリーフレットによる周知広報など、きめ細かな相談体制の整備に取り組んでまいりました。法人会の皆様におかれましては、これらについて、会員の皆様への周知広報に迅速にご対応いただき、心よりお礼申し上げます。

e-Taxにつきましては、長岡法人会をはじめとする皆様のご協力をいただきながら、利用率向上に努めているところでありますが、更なる普及及び定着に向け、周知・広報等に取り組んでまいります。

また、令和5年10月から導入される消費税のインボイス制度につきましては、本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。インボイス制度の円滑な導入に向け、事業者の皆様へ制度の理解を深めていただけるよう、皆様と連携しながら周知・広報に取り組んでまいりたいと考えております。

しかしながら、これらの税務行政を取り巻く課題を解決していくためには、私どもの力のみでは自ずと限りがあり、法人会の皆様のお力添えが不可欠であります。今後とも、法人会の皆様と一層の連携・協調を図り、積極的な情報提供を行うなど円滑な税務行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きのご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、公益社団法人長岡法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

令和3年度 表彰受賞者

(敬称略・順不同)

【長岡税務署長 感謝状受彰者】

前副会長、前出雲崎支部長 中川 正弘



【全法連功労者表彰】

<県連役員>

理 事 大井 尚敏 理 事 卷 瀨 文 彰

<単位会役員>

常任理事 安藤 栄治 理 事 山内 芳次

<事務局専従職員>

専務理事 駒野 一隆

【県法連功労者表彰】

<単位会役員>

会 長 七里 俊雄 監 事 白倉 宏

前 理 事 鷺頭 満里子

【長岡法人会 功労者表彰】

前 理 事 高木 仁

前 監 事 金内 茂

前 理 事 鷺頭 満里子

前 理 事 関 充夫 (三島支部副支部長)

前副会長 中川 正弘 (出雲崎支部支部長)

前常任理事 山崎 秀行 (与板支部支部長)

公益社団法人長岡法人会 通常総会



女性部会定時総会開催

6月10日(木)長岡グランドホテルにおいて、長岡税務署より丸山副署長、永吉統括国税調査官、渡邊総括上席国税調査官、本会より卷瀨副会長を来賓にお迎えし、女性部会定時総会を開催いたしました。

本総会で令和2年度事業報告と決算報告並びに役員改選、令和3年度事業計画と収支予算が審議され承認されました。

役員改選で、部会長は高橋とも子氏が再任され、副部会長並びに幹事、監事も再任されました。



瀬古利彦氏 講演会

通常総会の後、男子マラソン元オリンピック代表瀬古利彦氏の講演会を開催しました。会員、一般市民約150名のご参加をいただきました。



令和3年6月10日（木）
 講師：瀬古 利彦 氏
 （DeNAアスレティックスエリート アドバイザー）
 演題：「心で走る」

過去に数多くの大会で優勝し、五輪にも2回（ボイコットしたモスクワ大会も含めると3回）出場した男子マラソンの名選手で、現在、日本陸連のマラソン強化戦略プロジェクトリーダーを務める瀬古利彦氏は、おやじギャグが大好き。期待に応じてダジャレから講演を始め、一瞬にして、会場の聴衆を引き込んだ。

★東京五輪について。

1年延期されているが、バドミントンの桃田賢斗・水泳の池江璃花子・陸上100mの山縣亮太らは延期がプラスになったが、水泳の瀬戸大也はマイナスになった。しかしメダルを取れば名誉回復できるかもしれない。

マラソン代表は、MGC等 新たなシステムを創設して公明正大な選考によって決まった選手たち、男女3名ずつ。中でも十日町出身の服部勇馬は、機関車のような走り、スタミナがあり、後半にかけて力を発揮するタイプ。琵琶湖マラソンで日本新記録を出して優勝した鈴木健吾選手と同等の力があると評価している。

他に、男子代表の大迫傑は2回日本新記録を出した第一人者、中村匠吾は暑さに強く暑い東京向きの選手だが、会場が札幌に変更になったことがどう影響するか。

女子代表 前田穂南はど根性フラミンゴ、一山麻緒は 野生のプリンセス、鈴木亜由子はおとぼけ秀才ランナーとは、同じ女子マラソン界の先輩増田明美氏が選手の特徴を見て名付けたニックネームである。

★ライバルの重要性

現役時代、双子の宗兄弟の存在が、自身のモチベーションになった。「宗さんに勝てば世界一になれる」と、宗兄弟が住む宮崎県をいつも意識して、練習に励んだ。ライバルの存在には今でも感謝している。

「あいつができるなら、俺もやれる」スポーツ界では、ライバルがいることで自分も強くなれるし、相手も強くなる。

マラソン界では、大迫傑と設楽悠太が切磋琢磨することで日本記録を出し、陸上100mでは、桐生祥秀が日本陸上100年の歴史の中で初めて9秒台を出すと、サニブラウン・小池祐貴・山縣亮太と次々に9秒台を出す選手が表れた。女子ゴルフでは渋野日向子が全英オープンで優勝すると、原英莉花・勝みなみら黄金世代が活躍し、男子ゴルフの松山英樹はマスターズで日本人初の優勝を成し遂げたが、それは同年の石川遼の存在が大きく、彼に負けたくない意思を持ち続けて励んだ結果であろう。

マラソン6人の代表選手は、3年ほど日本代表の看板を背負って、がんばれと言われ続けている。自身の経験から言っても、そのプレッシャーは大変重く、選手達への影響はいかばかりかと心配している。日本陸連のマラソン強化戦略プロジェクトリーダーに就任して4年半。就任に際しては、①新たな透明性のある選考システム ②若い監督・選手の意識改革という2つの目標を掲げ、実行してきた。無報酬だと言いながら、充実感にあふれているように感じた。



自分でも現役のころ、周りから「がんばれ」と言われ続け、頑張っているのにと大きなプレッシャーを背負いながら走った。それでもメダルが取れなくて、気落ちして家に帰ると、2歳の息子が手作りの金メダルを首にかけてくれた。今でもジッパー付き保存袋に保管して大切にしていると、披露してくれた。そのメダルの作者は、今年3月に34歳で癌で亡くなった長男であるとのこと。家族の存在に励まされたと、4人の息子に恵まれた父親としての思い出話で幕を閉じた。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されました。

法人会では、昨年9月に「令和3年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長、土地に係る固定資産税の課税標準額が据え置かれるなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。	・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。	・中小企業投資促進税制に商業・サービス業・農林水産業活性化税制を整理・統合したうえで、適用期限が2年延長されました。

3. 中小企業の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
・「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。	・中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備が追加されたうえで、2年延長されました。 ・中小企業防災・減災投資促進税制について、計画の認定期限が設けられるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われました。

【地方税】

1. 固定資産税の抜本的見直し

法人会提言	改正の概要
・令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。	・令和3年度に限り、税額が増加する宅地等（負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満の土地に限る）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る）については、令和2年度の課税標準額と同額となります。

【その他】

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

法人会提言	改正の概要
・新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。	・新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和4年3月31日まで延長されました。

2. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
・少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。	・子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を減免する特例措置について、適用期限が2年延長されました。

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書 受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

登録申請書の
受付開始

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については裏面をご覧ください。➡

インボイスってナニ？

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△
●年●月●分	
■月▲日	割りばし 550円
■月▲日	牛肉 ※ 5,400円
	合計 43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

<インボイス> 令和5年10月~

請求書	
〇〇株式会社	株式会社△△(T.1234...)
●年●月●分	
■月▲日	割りばし 550円
■月▲日	牛肉 ※ 5,400円
	合計 43,600円
	10%対象 22,000円 内税 2,000円
	8%対象 21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
- ② 適用税率
- ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ





大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、
 今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、
 「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、
 経営者のみなさまとともに歩んでまいります。



新潟支社 長岡営業所/新潟県長岡市今朝白1-8-18(長岡DNビル2F) TEL 0258-32-1951

開催した諸会議

監事会	4月14日(木)	令和2年度監査
正副会長会議	4月20日(火)	理事会議案審議
第29回理事会	4月20日(火)	令和2年度決算
女性部会監事会	5月12日(水)	令和2年度監査
女性部会正副会	5月12日(水)	定時総会議案審議
総務委員会	5月14日(金)	令和3年度総会
女性部会定時総会	6月10日(木)	令和2年度決算承認
正副会長会議	6月10日(木)	通常総会議案審議
第9回通常総会	6月10日(木)	令和2年度決算承認
第30回理事会	6月10日(木)	代表理事等役員選任
編集会議	7月19日(水)	第144号編集

出席した諸会議

租税教育講師研修会	4月26日(月)	祖推協
総務委員会	5月19日(水)	新潟県連
理事会	5月26日(水)	新潟県連
通常総会	6月11日(火)	新潟県連
税制委員会	6月14日(月)	新潟県連
事業研修委員会	7月 8日(木)	全法連

編集後記

鷲尾 達 雄

私にとってマラソン選手と言えば瀬古さん。福岡国際でゴール直前の100mを爆発的なスピードでイカンガーを置き去りにしたシーンは今でも脳裏に焼き付いています。へろへろでゴールテープを切るマラソンのイメージを覆したラストスパートは、大谷に匹敵するインパクトでした。出場していれば、瀬古さん圧勝していたのだろうなあ〜と、中継を見ていたモスクワ・オリンピックのマラソンから40年も経過しているのですね。

競技イメージを変えただけでなく、瀬古さんは選考会も変えました。何かと不透明感が付きまとう代表選考。複数の選考会を設ける関係上、一番もめてきた競技だったかと。恨みっこ無しの一発勝負ルールを英断した瀬古さん。自らが選ばれた時の嫌な思いを後輩たちにさせたくない！という心意気には、イカンガーを置き去りにしたラストスパート以上の爽快感を私は感じました。

「記録」は一人の天才が常識を覆しますが、「仕組み」となると一人ではイカン（ガー）ともし難い。伝統や損得、好き嫌いなど人間社会の嫌らしさを掻い潜りながら、賛同者を得て、積み上げるものかと。そんなイライラする調整を、おやしギャクを武器に切り抜けMGCに辿り着いたに違いありません（笑）

PS 北越銀行が、第四北越銀行という「仕組み」になりました。長岡の銀行で在り続けてもらえる様、批判する時は、おやしギャクを上手く使いたいと思います。（笑）

消費税期限内納付

消費税の期限内納付を忘れずに！

推進運動

実施中！

法人会

消費税には申告・納付期限^{※1}があります。

申告・納付にはe-Tax^{※2}が利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^{※3}。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^{※4}に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の確定消費税額 ^{※4}	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年 4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年 2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年 1回(確定申告1回、中間申告不要) ^{※4)}

^{※1} 法人は課税期間終了の日の翌日から5月31日まで、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告・納付を行う必要があります。
^{※2} 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、前年度の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必須です。
^{※3} 地方消費税を含まない税額をいいます。
^{※4} 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の場合、1回の中間申告を提出する旨の届出書を提出した場合は、自動的に中間申告・納付することはありません。

法人 ながおか vol.144

公益社団法人 長岡法人会
 長岡市表町三丁目1番地8
 リナシエビル3 8階
 電話 0258-35-0328
 FAX 0258-39-7630

発行 広報委員会
 委員長 鷲尾達雄

印刷所 吉原印刷株式会社